

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 7 7 号)

平成 1 3 年 7 月 6 日

横情審答申第177号

平成13年7月6日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
諮問について（答申）

平成12年11月15日道中土第343号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「道路境界指示について（昭和35年度文書番号第3493号）」、「道路境界指示について（昭和40年度整理番号第90号）」、「道水路境界指示について（報告）（昭和44年度文書番号第2815号）」、「道水路境界指示について（報告）（昭和52年度文書番号第677号）」、「道水路境界復元について（報告）（昭和59年度文書番号第36号）」、「道水路境界復元について（報告）（昭和60年度文書番号第29号）」、「道水路境界復元明示について（報告）（昭和61年度文書番号第14号）」、「道水路境界復元について（伺）（平成4年度文書番号第39号）」、「道水路境界復元について（平成8年度文書番号なし）」、「道水路境界復元について（平成9年度文書番号なし）」及び「道水路境界復元について（平成10年度文書番号第185号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道路境界指示について（昭和35年度文書番号第3493号）」、「道路境界指示について（昭和40年度整理番号第90号）」、「道水路境界指示について（報告）（昭和44年度文書番号第2815号）」、「道水路境界指示について（報告）（昭和52年度文書番号第677号）」、「道水路境界復元について（報告）（昭和59年度文書番号第36号）」、「道水路境界復元について（報告）（昭和60年度文書番号第29号）」、「道水路境界復元明示について（報告）（昭和61年度文書番号第14号）」、「道水路境界復元について（伺）（平成4年度文書番号第39号）」、「道水路境界復元について（平成8年度文書番号なし）」、「道水路境界復元について（平成9年度文書番号なし）」及び「道水路境界復元について（平成10年度文書番号第185号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道路境界指示について（昭和35年度文書番号第3493号）」（以下「文書1」という。）、「道路境界指示について（昭和40年度整理番号第90号）」（以下「文書2」という。）、「道水路境界指示について（報告）（昭和44年度文書番号第2815号）」（以下「文書3」という。）、「道水路境界指示について（報告）（昭和52年度文書番号第677号）」（以下「文書4」という。）、「道水路境界復元について（報告）（昭和59年度文書番号第36号）」（以下「文書5」という。）、「道水路境界復元について（報告）（昭和60年度文書番号第29号）」（以下「文書6」という。）、「道水路境界復元明示について（報告）（昭和61年度文書番号第14号）」（以下「文書7」という。）、「道水路境界復元について（伺）（平成4年度文書番号第39号）」（以下「文書8」という。）、「道水路境界復元について（平成8年度文書番号なし）」（以下「文書9」という。）、「道水路境界復元について（平成9年度文書番号なし）」（以下「文書10」という。）及び「道水路境界復元について（平成10年度文書番号第185号）」（以下「文書11」という。）（以下文書1から文書11までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年8月10日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件申立文書のうち、起案用紙、承諾書、道水路境界調査申請書、委任状、公図写及び隣接地の所有者の立会同意届出書等に記載された個人の氏名、住所、電話番号及び印影並びに法人の担当者の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号に該当する。

イ 文書1から文書5まで及び文書7から文書11までのうち、起案用紙、承諾書、道水路境界調査申請書、委任状、公図写及び隣接地の所有者の立会同意届出書等に記載された年月日については、仮にこれを開示した場合、既に開示されている町名及び地番等の情報等と登記簿の情報を照合することにより土地の所有者の氏名及び住所すなわち承諾者、申請者及び立会者等の氏名及び住所が容易に推測され、誰が承諾等をしたのかが明らかになることから本号に該当する。

ウ 文書4、文書6、文書7、文書9及び文書10のうち、公図写に記載された地目及び面積については、本来公図は土地の位置、形状、地番を示すものであるが、当該文書はこれに地目及び面積を加筆したものであり、登記簿謄本を閲覧することにより承諾者を推測することが可能となるので、特定の個人を識別できる情報であることから本号に該当する。

また、文書8のうち土地所有者一覧に記載された地目及び面積並びに文書10のうち土地調書の地目、地積、持分についても、登記簿謄本を閲覧することにより承諾者を推測することが可能であり、特定の個人が識別できる情報であることから本号に該当する。

エ 文書9に添付された登記事項要約書については、特定の個人を識別できる情報であることから本号に該当する。

オ 文書11のうち委任状に添付された登記簿及び戸籍謄本については、特定の個人を識別できる情報であることから本号に該当する。

カ なお、平成12年10月17日以降は、承諾書等のうち町名及び地番については、日付を非開示としてもこれらを明らかにすることにより登記簿との照合によって土

地所有者すなわち承諾者の住所及び氏名が容易に推測できることから本号に該当するとして、承諾書の全部を非開示としている。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書1から文書5まで及び文書7から文書11までに記載された個人の印影並びに文書9に記載された法人の印影については、本号に規定する「公にすることにより、・・・財産等の保護・・・に支障が生ずるおそれがある情報」に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書において、実施機関が平成12年8月10日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるとしている。

5 審査会の判断

(1) 道水路等境界調査について

道水路等境界調査（以下「本件事務事業」という。）とは、横浜市が管理する道路、水路及び提とう敷（以下「道水路等」という。）とこれに隣接する土地との境界が明らかにされていない場合に、当該土地所有者からの境界の明示又は復元を求める申請に基づき、横浜市が当該境界について調査し、申請者及びその近隣土地所有者の同意（書面による同意をいう。以下同じ。）を得て、当該境界を確定し、又は確認するために行う事務事業である。

本件事務事業には、道水路等とこれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、申請者及び隣接地の所有者との立会いによる協議の上、その同意を得て確定する境界明示と、道水路等とこれに隣接する土地との境界が既に確定している場合に、申請者と立会いの上、その同意を得て資料図に基づきその境界を確認する境界復元とがある。

本件事務事業に係る申請要件その他の手続については、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号）に規定されており、それによると、申請ができる者は道水路等と隣接する土地所有者本人又はその委任を受けた者に限られ、横浜市が行った調査結果について申請者及びその近隣土地所有者のすべてが同意した場合に、横浜市長が当該道水路等と当該申請のあった土地との境界を確定し、又は確認するものとされている。

なお、この規則の施行前であっても、手続等の根拠となる規則は制定されていなかったが、実務上は、この規則によるものと同様の手続により、本件事務事業が実

施されていたことが認められる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市中区立野及び同区西之谷において、昭和35年から平成10年にかけて順次実施された本件事務事業について、それらの実施場所、実施年月日、申請者、立会者、承諾者その他の調査内容及び結果に関する情報を記録した11件の起案文書であることが認められる。

本件申立文書は、起案用紙、起案本文及び承諾書と共に、それぞれ本件事務事業の個別の実施内容に応じて、官民有地境界調査出願用紙、道水路境界調査申請書、道水路等境界調査申請書、道水路等境界明示（復元）申請書、急傾斜地崩壊対策工事にかかる境界査定について（昭和52年7月治水第68号神奈川県横浜治水事務所長依頼文）、個人の名刺、道路境界指示図、道水路等境界明示図・復元図、道水路境界調査処理伝票、住宅地図、土地所有者一覧、公図写、道路台帳写、委任状、隣接地の所有者の立会同意届出書、登記事項要約書、土地調書、原戸籍謄本及び戸籍謄本のいずれかが組み合わされて添付されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、個人（法人の担当職員である個人を含む。以下同じ。）の氏名、住所、電話番号、印影及び個人の所有する土地に係る地目、面積、持分並びに添付書類である登記事項要約書、原戸籍謄本及び戸籍謄本の記載内容の全部並びに個人の申請、立会、承諾、委任又は届出等の行為に係る年月日の全部が本号本文に該当するとして非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書のうち、起案用紙、起案本文、官民有地境界調査出願用紙、道水路境界調査申請書、道水路等境界調査申請書、承諾書、個人の名刺、委任状、隣接地の所有者の立会同意届出書、公図写、道路台帳写及び添付された住宅地図の欄外に記録された個人の氏名、住所、電話番号、印影及び当該個人の勤務先並びに土地所有者一覧の備考欄に記録されている個人の現住地に関する情報は、いず

れも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

また、土地所有者の相続関係を確認するため文書11に添付された原戸籍謄本及び戸籍謄本については、当該文書に記録されているすべての情報が個人に関する情報であることは明らかであり、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

エ 文書9に添付された登記事項要約書に記録されている町名、地番、個人の氏名及び住所その他の登記事項に関するすべての情報、文書4、文書6、文書7、文書9及び文書10に添付された公図写に記録されている土地の地目、面積及び持分（所有割合又は所有者数の表示をいう。）、文書8に添付された土地所有者一覧に記録されている個人の氏名、住所、地目、面積及び持分、文書10に添付された土地調書に記録されている個人の氏名、住所、地目、面積及び持分については、いずれも登記簿に登載され公にされている情報であると認められる。

しかし、これらの情報を開示すると、本件申立文書に添付された承諾書に記録されている町名及び地番と照合することにより、当該承諾書中の土地所有者の氏名及び住所が容易に推測され、その結果、当該道水路等の境界確定に当たって、承諾の意思を表明した者の氏名等が明らかになることから、本号本文に該当し、非開示とすることが相当である。

オ 本件申立文書（文書6を除く。）のうち、起案用紙及び起案本文に記録されている立会年月日、承諾書に記録されている立会年月日・承諾年月日、道水路境界調査申請書及び道水路等境界調査申請書に記録されている申請年月日、土地所有者一覧に記録されている年月日、委任状に記録されている委任年月日、隣接地の所有者の立会同意届出書に記録されている届出年月日については、これらを開示すると、本件申立文書自体に記録されている町名及び地番や、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報と照合することにより、当該土地所有者の氏名等が判明し、承諾者、申請者及び立会者等の氏名等が容易に推測され、その結果、当該道水路等の境界確定に当たって、承諾の意思を表明した者の氏名等が明らかになることから、本号本文に該当し、非開示とすることが相当である。

カ なお、本件申立文書に記録されている個人に関する情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 文書9のうち承諾書及び隣接地の所有者の立会同意届出書に記録されている法人代表者の印影については、開示すると、第三者に印鑑を偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれが否定できないことから、本号に該当する。

ウ なお、本件申立文書に記録されている個人の印影については、条例第7条第2項第2号に該当する情報であり、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分については、いずれも条例第7条第2項第2号又は第4号に該当し、開示しないことができるものであることから、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は妥当である。

なお、当審査会としては、実施機関は、本件事務事業に伴う行政文書の開示に当たっては、今後とも、個人に関する情報の保護を図るとともに、適正な事務処理に努めることが必要であると考えます。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年11月15日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成12年11月24日 (第236回審査会)	・諮問の報告
平成13年5月11日 (第245回審査会)	・審議
平成13年5月25日 (第246回審査会)	・審議
平成13年6月22日 (第248回審査会)	・審議